

県有施設における売店等の設置について

平成22年12月1日 管第494号
各財産管理分掌者あて
総務部長通知

このことについて、県有施設内に、職員や施設利用者に対して物品販売や飲食提供を行う売店や食堂、自動販売機等を設置させる場合は、従来、審査基準に則って行政財産の目的外使用許可の手続によっておりますが、平成18年度の地方自治法改正により行政財産の余裕部分の貸付けを可能とする制度が新設されたことに伴い、設置者選定過程の透明性を確保し、併せて競争の導入により歳入増を図る目的で、公募により設置者を選定する動きが全国に広がっております。

本県においても同様の目的のために、自動販売機について、昨年度に「県有施設における自動販売機の設置者選定に係る事務処理要領」(平成22年2月8日付け管第527号総務部長通知)を定め、平成22年度以降、原則として公募により自動販売機の設置者を選定することとしているところですが、今後は、売店や食堂についても可能なものについては、公募により設置者を選定していく必要があります。

ついては、平成23年度以降の売店や食堂の設置については、下記を参考に慎重に検討のうえ、貸付制度の活用も含めて可能な限り公募により設置者を選定されるようお願いいたします。

なお、本通知について、貴職から所管の各施設(出先機関、学校等)へ速やかに周知徹底を図られますよう、併せてお願いいたします。

記

1 行政財産の貸付制度を活用する場合

(1) 対象案件

次の要件を全て満たす案件とします(選定に当たっては、当面、管財課まで事前に協議してください。)

ア 設置箇所又は設置予定箇所が、当該施設が担う本県の事務事業の遂行に現に使用されておらず、又は使用されないことが確実であると見込まれる部分であること。

イ 貸付料を競争させて設置者を選定することが適切と認められること。

(2) 貸付相手方の決定方法

公募によるものとします。

(3) 選定基準

貸付料

ただし、必要に応じて販売価格やサービス内容等の基準と併せて総合評価により選定できるものとします。

(4) 貸付期間

5年以内とします。

ただし、選定された設置者について貸付契約を1回限り更新できるものとし、その後の設置者は改めて公募により選定するものとします。

2 行政財産の目的外使用許可制度により設置する場合

(1) 対象案件

行政財産の貸付制度を活用しない案件

(2) 審査基準

「行政財産の使用許可における審査基準」(平成6年9月28日付け管第263号総

務部長通知)によります。

なお、売店や食堂の設置における同基準第6号及び第9号の解釈又は運用は次のとおりとします。

① 第6号(食堂等の設置)

(6) 職員、学生、入院患者等県有施設を利用する者の利便に供するため、食堂、売店、理髪店等の福利厚生施設を設置する目的で使用する場合

施設管理者の必要に基づいて行政庁舎や学校、病院施設に設置する場合に限り許可対象となるものであり、これらの施設においては利用者や営業時間、販売品目等の制約により収益性に乏しいと認められることから、当分の間、公募によらずに許可の相手方を決定することができるものとします。

② 第9号(知事特認事項)

(9) 前各号に掲げるものの他、県の事務事業の遂行上特に必要と知事が認める場合

次の案件を除いて、公募により許可の相手方を選定することを原則とします。
(除外可能案件)

ア 平成21年度末時点において、母子及び寡婦福祉法第25条及び身体障害者福祉法第22条の規定による配慮の対象となる相手方(県全域又は各地域振興局の管轄区域を活動範囲とする包括団体に限る。)並びに社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に対して設置を許可している場合

イ 指定管理者が管理する施設において、指定管理者自らが目的外使用許可を受けて設置する場合

(3) 公募による場合の許可相手方の決定方法

① 選定基準

販売品の価格やサービス内容等

② 使用料

財産条例第7条に定める算定方法により算定します。

③ 許可期間

1年以内とします。

ただし、当初許可の翌年度以降、同一の設置者について引き続き許可できるのは、当初許可の年度を含めて10年目の年度末までとし、その後の設置者は改めて公募により選定するものとします。

3 既設置案件の取扱い

平成22年度以降の毎年度末日において、当初の貸付け又は使用許可から10年間以上継続して同一の相手方に設置させることとなる案件については、上記1又は2により、事前に公募による設置者選定の検討が必要となる場合があります。

4 その他

自動販売機設置者の公募選定については、引き続き各施設において拡大を図られるようお願いいたします。なお、新規設置(既設自動販売機の設置者変更を含む)については、原則として公募による設置以外は認めておりませんので御了承ください。